

# 情報提供

那医発第 636 号  
令和 6 年 3 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗  
担当理事 白井 和美



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」様式例の追加等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)  
.....記.....

沖 医 発 第 1 8 1 1 号  
令 和 6 年 3 月 2 6 日

各地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会 長 安里哲好



## 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 様式例の追加等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より標記ガイドラインの一部改訂について文書が発出されましたので、お知らせいたします。

治療と仕事の両立支援対策については、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」(日医発第 1102 号(地 II 209)参照)に基づき、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という)の周知徹底により事業者等の取組の推進が図られています。

多くの労働者が疾病診断時等の一般診療の場で直接口頭で主治医に勤務情報を伝えていなどの状況が見られるところであり、労働者が勤務先の労務担当者等に相談する前の一般診療の機会を逃すことなく、労働者の両立支援につなげていく枠組みも必要です。その枠組みに利用することを前提とし、今般、「労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例(治療と仕事の両立支援連絡カード)」がガイドラインの様式例として追加されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
様式例の追加について(令和 6 年 3 月 22 日 日医発第 2229 号(健 I))

※ 関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会業務 2 課 平良、勢理客  
TEL : 098-888-0087  
FAX : 098-888-0089  
Mail : g2@okinawa.med.or.jp



5

日医発第 2229 号 (健 I)  
令和 6 年 3 月 22 日

都道府県医師会  
産業保健担当理事 殿

日本医師会常任理事  
神 村 裕 子  
(公印省略)

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」  
様式例の追加等について

治療と仕事の両立支援対策については、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」(日医発第 1102 号 (地 II 209) 参照) に基づき、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン (以下「ガイドライン」という) の周知徹底により事業者等の取組の推進が図られています。

これまでガイドラインの参考資料の様式例集においては、勤務先の労務担当者等と共同して勤務情報を記載した書面 (勤務情報提供書) を作成し、これを主治医に提出することを前提とした「勤務情報を主治医の提供する際の様式例」、「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」等が示されておりました。

一方、多くの労働者が疾病診断時等の一般診療の場で直接口頭で主治医に勤務情報を伝えているなどの状況が見られるところであり、労働者が勤務先の労務担当者等に相談する前の一般診療の機会を逃すことなく、労働者の両立支援につなげていく枠組みも必要です。

このため、今般、厚生労働省ではガイドラインを一部改訂し、従前の前者の枠組みに加え、後者の枠組みに利用することを前提とした「労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例 (治療と仕事の両立支援連絡カード)」がガイドラインの様式例として追加されました。

上記の改訂を加えたガイドラインは厚生労働省ウェブサイト

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>) に掲載されております。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員等に対する周知方にご高配を賜りますようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和6年3月21日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課長  
( 契 印 省 略 )

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」様式例の追加等について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援対策については、平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の周知徹底により事業者等の取組の推進を図っているところです。

治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）につきましては、両立支援を必要とする労働者が勤務先に両立支援の申し出をすることから始まりますが、その際、主治医からの就業上の配慮に関する意見を示した書面（主治医意見書）を得て、これを事業場に提出することが重要です。

主治医からの確な意見を得るに当たっては、労働者は自身の勤務先に係る勤務情報を提供する必要がありますが、正確な勤務情報を主治医に提供するためには、患者である労働者（以下「労働者」と言う。）が勤務先の労務担当者等と共同して勤務情報を記載した書面（勤務情報提供書）を作成し、これを主治医に提出することが望まれるところであり、これまでガイドラインの参考資料の様式例集においては、この取扱を前提とした「勤務情報を主治医の提供の際の様式例」、「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」等を示していたところです。

一方、主治医から就業に関する指導や意見を得たことがあるとする労働者のうち、約63%が疾病診断時等の一般診療の場で直接口頭で主治医に勤務情報を伝えているなどの状況が見られるところであり、労働者が勤務先の労務担当者等に相談する前の一般診療の機会を逃すことなく、労働者の両立支援につなげていく枠組みも必要です。

このため、今般、ガイドラインの一部改訂として、従前の前者の枠組み（別紙の1「現在のスキーム」参照。）に加え、後者の枠組み（別紙の2「追加するスキーム」参照）に利用することを前提とした「労働者が主治医に自ら勤務情報を提供し、かつ、この情報に基づき主治医が就業上の意見等を提示するための様式例（治療と仕事の両立支援連絡カード）」をガイドラインの様式例として追加しました。

また、ガイドラインの参考資料に掲載している統計等データについても必要な更新したところです。

上記の改訂を加えたガイドラインにつきましては貴会あて一定部数送付させていただきますとともに、厚生労働省ウェブサイトに掲載いたしますので、この内容について御了知いただくとともに、貴会会員等への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

【参考】

厚生労働省ウェブサイト「治療と仕事の両立について」



厚生労働省 労働基準局 安全衛生部  
労働衛生課 治療と仕事の両立支援室  
(担当) 橋本、佐藤  
電話：03-5253-1111 (内線 5578)  
E-mail：ryoritsushien@mhlw.go.jp

## 別紙 治療と仕事の両立支援開始までの流れ

### 1 現在のスキーム



### 2 追加するスキーム

